

平成 27 年 7 月 8 日

川口市役所記者クラブ 報道各社 殿

川口市議会だより」(7号) 発刊の件

【議会基本条例を考える会】

〒332-0031

川口市青木 1-5-28-701

TEL 090-2672-9435

代表 伊田 昭三

「議会だより」編集委員長 林 恒男



川口市議会だより 7 号は、川口市議会選挙をテーマとした編集と致しました。限られた紙面であり、「低投票率の分析」、「選挙公報及び選挙ポスター」の掲載に絞っています。

選挙公報は選挙が終わると、市のホームページから情報が消えてしまいますが、市民は、議員に白紙委任した訳ではなく、選んだ責任として確りと議員活動を確認しなければなりません。その資料として、投票行動の目安となり重要な意味合いを持つ選挙公報と選挙ポスターをセットして編集いたしました。

私たちは、川口市議会の改革を市民の立場から推進することを目的とし、2009 年 6 月に発足した市民団体です。改革の柱となる「情報公開」、「情報の共有化」については、他の自治体に比べて、川口市議会は相当遅れています。

議会情報は、二元代表の首長側が発行する「広報かわぐち」で 2 頁を使い、結果のみを事務的に掲載している現状に対して、市民にわかり易い、より充実した「議会だより」の発刊についての必要性を主張して参りました。

川口市議会は、埼玉県内で「市」として議会報を発刊していない唯一の議会なのです。

今回は A4・4 頁から A4・6 頁の分量で、市民に低投票率の現状と、議員活動の基礎となる選挙公報を「保存版的」な位置づけとする為の情報として「議会だより」7 号を発刊いたしました。

我々の発行する議会だよりは、市議会による「議会だより」発刊を促すことが目的であります。従って、議会が発刊した時点で、本取り組みは終了することになります。

尚、発刊頻度は、原則として議会が開催される年 4 回を予定しております。

以上